

名古屋姉妹友好都市協会規約

(名称)

第1条 この協会は、名古屋姉妹友好都市協会
(以下「協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協会は、名古屋市が姉妹友好都市提携
を結んでいるロサンゼルス市、メキシコ市、
南京市、シドニー市、トリノ市との間の人
物・文化・教育・経済等の交流を通じ、両市
民の相互理解と友好親善を促進することを
目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、
次の事業を行う。

- (1) 各種親善事業の計画立案及び実施
- (2) 都市提携の趣旨の普及・啓蒙
- (3) その他協会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する団体
及び個人をもって構成する。

(総会)

第5条 総会は、年1回会長がこれを招集する。
但し、会長が必要と認めるときは、臨時に総
会を招集することができる。

2 総会の付議する事項は、次のとおりとす
る。

- (1) 理事及び監事の選出
- (2) 予算の議決及び決算の認定
- (3) 事業計画及び事業報告の承認
- (4) 規約の変更
- (5) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第6条 理事会は、理事で構成し、会務の執行
に関する重要事項を協議し、決定する。

2 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集す
る。

(部会)

第7条 協会に、必要があるときは、部会を置
くことができる。

(役員)

第8条 協会に、名誉会長1名、会長1名、副
会長若干名、理事40名以内(うち常任1名)
監事2名を置く。

2 名誉会長は、名古屋市長の職にあるものを
もってあてる。

3 会長は、名古屋市副市長の職にあるものを
もってあてる。

4 副会長は、理事の中から互選する。

5 常任理事は、名古屋市市長室次長をもって
あてる。

6 役員(名誉会長、会長を除く。)の任期は、
2年とする。但し、再任を妨げない。

7 役員(名誉会長、会長を除く。)は、その
任期満了後でも後任の役員が就任するまで
の間は、なお、その職務を行う。

(役員職務)

第9条 会長は、協会を代表し、会務を総理す
る。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある
ときは、予め会長が定めた順序によりその職
務を代理する。

3 監事は、協会の出納を監査し、その結果を
総会に報告する。

(顧問)

第10条 協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(事務局)

第11条 協会の庶務を処理するため、事務局を
名古屋市市長室国際交流課内に置く。

2 常任理事は事務局長を指揮し、協会の庶務
を総括する。

3 事務局に関しては、別に事務局規定を定め
る。

(経費)

第12条 協会の経費は、会費、負担金、寄附金
及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始
まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会費)

第14条 協会の会費は、年額につき団体会員は
1口1万5千円、個人会員は1口3千円(ただ
し、学生は1口1千円とする。)とする。

2 前項の年額の計算期間は、前条に定める会
計年度の区分によるものとし、当該会計年度
の中途において会員資格の得喪があった場合
においても、全額を納付するものとする。た
だし、当該会計年度の10月以降において会員
資格の取得があった場合は、年額の半額を当
該年度の会費とする。

(入会及び退会)

第15条 協会へ入会、または協会を退会しよう
とする者は会長に届け出るものとする。

(その他)

第16条 前各条に定めるもののほか、協会の運
営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成元年6月10日から施行す
る。

この規約は、平成12年6月9日から施行す
る。

この規約は、平成15年6月13日から施行
する。

この規約は、平成17年2月23日から施行
する。

この規約は、平成17年7月15日から施行
する。

この規約は、平成19年5月11日から施行
する。

この規約は、平成24年5月22日から施行
する。